

横浜市からのお知らせ

市税の納期限・納付方法について

令和4年度の主な市税の納期限や納付方法については次のとおりです。

1 個人市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納期限

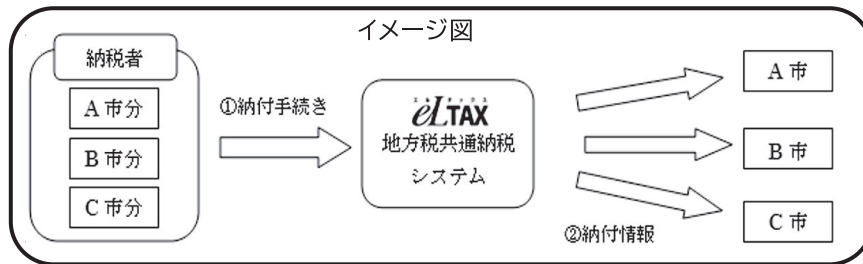
納付月	税目	納期限
令和4年4月	固定資産税・都市計画税(第1期分)	5月2日(月)
5月	軽自動車税(種別割)	5月31日(火)
6月	個人市民税・県民税(普通徴収 第1期分)	6月30日(木)
7月	固定資産税・都市計画税(第2期分)	8月1日(月)
8月	個人市民税・県民税(普通徴収 第2期分)	8月31日(水)
10月	個人市民税・県民税(普通徴収 第3期分)	10月31日(月)
12月	固定資産税・都市計画税(第3期分)	1月4日(水)
令和5年1月	個人市民税・県民税(普通徴収 第4期分)	1月31日(火)
2月	固定資産税・都市計画税(第4期分)	2月28日(火)

個人市民税・県民税の特別徴収分は、前月徴収分を、毎月10日(10日が土曜、日曜又は祝日にあたる場合は、日曜又は祝日の翌日)までに納入してください。また、法人市民税については、事業年度終了後2か月以内に申告のうえ、その税額を納付していただきます。

2 市税の納付方法

●地方税共通納税システム

地方税共通納税システムは、eLTAXを使用した電子納税の仕組みです。全ての都道府県、市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、一括での納付・納入が可能となっています。ご利用方法等の詳細はeLTAXウェブページをご覧ください。



エルタックス 検索

【利用可能な税目】

- 法人 都道府県民税 ○法人 事業税 ○地方 法人特別税 ○法人 市町村民税
- 事業所税 ○個人 市民税・県民税(特別徴収分、退職所得分)

●その他の納付方法(詳細は横浜市ウェブページをご確認ください。)

- ・スマホ決済 ・ペイジー納付 ・クレジット納付 ・口座振替納付
- ・金融機関窓口での納付 ・コンビニエンス・ストアでの納付

【対象税目】

- 個人 市民税・県民税(普通徴収分)
 - 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
 - 固定資産税(償却資産)
 - 軽自動車税(種別割)※
- ※軽自動車税(種別割)は口座振替納付の対象外です。



横浜市税 納付方法 検索

【ご注意】

- ・スマホ決済、ペイジー納付、クレジット納付及び口座振替で納付した場合は、領収証書が発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関窓口やコンビニエンス・ストアで納付してください。)
- ・金融機関又はコンビニエンス・ストアで、クレジットカードやアプリを提示して納付することはできません。
- ・口座振替からクレジット納付等へ変更される場合は、口座振替を解約していただく必要があります。
- ・クレジット納付は、税額に応じた、システム利用手数料がかかります。

<納付は便利な口座振替で！>

口座振替納付は、一度お申し込みいただけますと、ご指定の金融機関の口座から、納期限の日自動的に引き落としとして納付する便利な制度です(相続や共有者の変更など所有者が変更となった場合は、再度口座振替のお申込みが必要となります)。郵送でのお申込、キャッシュカードを利用した区役所窓口でのお申込み(対応可能な金融機関及びカードが限られています)、市内金融機関・区役所窓口でのお申込みが可能です。